

(介 17)(地Ⅲ 29)(法安 17)
平成 29 年 4 月 28 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木 邦彦

松本 純一

「改正道路交通法の円滑な施行に向けた各都道府県警察及び関係団体等との連携について」の送付について（情報提供）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成29年3月12日より施行された改正道路交通法に関しては、「認知症に係る診断書提出命令制度の円滑な運用に関するご協力について」（平成28年11月24日付 日医発第933号）をもって貴会宛にご協力をお願いをしております。

当該制度の施行においては、認知症に関する診断・治療体制、認知症疾患医療センターや専門医療機関、専門医の確保やかかりつけ医の協力等、それぞれの都道府県において特性があるかと思えます。さらに、高齢運転者が増加する中、交通の安全と社会参加等の両立のためには、高齢者の運転や移動手段の問題等についても、地域特性等に応じて検討する必要があると考えられます。

今般、厚生労働省担当部局から都道府県認知症施策担当課宛に、別添の事務連絡が発出され、改正道路交通法の円滑な施行に向け、都道府県や市町村の認知症担当部局と都道府県警察や関係団体等と連携体制を強化する取組みの協力・周知依頼が発出されましたので、情報提供させていただきます。

本会から貴会には、これまでも制度施行への対応の他、都道府県警察等と連携いただき、情報交換や地域の課題・意見への対応を図っていただきたいとお願い申し上げます。本会といたしましても、引き続き警察庁、厚生労働省等関係省庁と連携し対応してまいります。貴会におかれましても、都道府県警察及び都道府県行政担当部局と連携いただき、情報交換や地域の課題・意見への対応を図っていただきたく、お願い申し上げます。

記

（添付資料）

- ・「改正道路交通法の円滑な施行に向けた各都道府県警察及び関係団体等との連携について」

（平 29.4.20 厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室 事務連絡）

以上

事 務 連 絡
平成29年4月20日

各都道府県認知症施策担当課（室）御中

厚生労働省老健局総務課
認知症施策推進室

改正道路交通法の円滑な施行に向けた各都道府県警察
及び関係団体等との連携について

日頃より、認知症施策の推進にあたり、御協力を賜り御礼を申し上げます。

本年3月12日に改正道路交通法が施行されたことにより、75歳以上高齢者が運転免許を更新する際や一定の違反行為をした際の認知機能検査の結果、第1分類（認知症のおそれあり）とされた場合、臨時適性検査（各都道府県公安委員会が指定する医師の受診）又はかかりつけ医等の診断書の提出が義務づけられることとなりました。

警察庁の試算では診断書の提出が必要となる方は、改正法施行後年間約5万人と見込まれており、これまで臨時適性検査等の対象とならなかった多くの方が医師の診断や検査のため医療機関を受診することとなります。

一方、各都道府県警察においては、増加する認知症診断ニーズに対応するため、都道府県医師会や関係学会等の協力を得ながら、診断に協力いただける医師の確保の取組を行っているところです。（平成29年3月末時点：診断を必要とする方に紹介することまで了承いただいた医師は全国で約4,000人）

各都道府県におかれましては、このような状況を踏まえ、以下のとおり、連携体制の強化や早期発見・早期対応の一つのきっかけとした対応に繋げるなどの取組についてご協力いただくとともに、管内市区町村へ同取組への協力について周知いただきますようお願いいたします。

1. 診断等に関する都道府県警察との連携について

各都道府県警察においては都道府県医師会や関係学会等の協力を得ながら、引き続き診断に協力いただける医師の確保の取組を行っており、都道府県及び市区町村認知症担当部局におかれては、各都道府県警察から協力を求められた場合には、関係団体等と協力しつつ、高齢者が円滑に診断を受けられるよう、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症疾患医療センター、認知症専門医等

の連携体制を活用することにより、当該地域における診断の受け入れ体制の整備に協力いただきたいこと。

また、各都道府県警察の運転免許センターには、臨時適性検査等が必要とされる方がかかりつけ医等の診断書の提出等に関して相談する運転適性相談窓口を設置しているため、あらかじめこうした窓口を把握し連携を図っておくとともに、臨時適性検査等が必要とされる方から都道府県・市区町村の認知症担当部署や各地域包括支援センターに対しても医療機関の紹介を求められた場合には、各都道府県警察の運転免許担当部局へ照会する等、こうした方が適切に認知症であるかどうかの診断が受けられるようご協力いただきたいこと。

2. 早期診断・早期対応に向けての連携体制について

第1分類と判断され、運転の継続を望んでいる方は、各地域において認知症のおそれがある人として把握されていなかった人も含まれることが想定されます。

こうした方を早期診断・早期対応に繋げるため、都道府県警察の運転免許センターの運転適性相談窓口配置された医療系専門職員等と市区町村の認知症担当部署や地域包括支援センター等の相談窓口との連携体制をつくること等の取組も進められてきています。また、滋賀県警察においては、「要望書受理制度」の仕組みを活用し、運転免許証の自主返納をした方等の要望（希望）に応じ、生活に関する支援等について相談できるよう、市町の担当者へ警察が情報を提供するという仕組みが運用されています。警察より情報提供があった場合には、早期発見の好機ととらえ、必要なアセスメントを実施するなど、各都道府県におかれても認知症の方の支援ネットワークの中にこうした取組も活用して取り組むこと。

特に、認知症を理由に免許を取り消された高齢者においては、自動車の運転ができなくなることにより、生活に大きな変化が生じる場合があります。このような高齢者が引き続き地域で生活し続けられるよう、この機会に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進について、改めて検討いただきたいこと。

3. 認知症のおそれがある方に対する自主返納に係る説明等について

市区町村の認知症担当部署や、各地域包括支援センター等では認知症のおそれがある方本人や家族の方から、運転継続や運転免許の更新に関する相談があると思われますが、今回の道路交通法改正の趣旨や、各地域ごとの代替となる公共交通機関、運転免許を自主返納した場合における各自治体の支援策等の情報提供を行っていただきたいこと。その際にはあわせて、本人及び家族に地域における支援策も含めて説明するとともに、必要に応じて都道府県警察の運転

免許センターの運転適性相談窓口への相談や医療機関への受診を勧め、本人や家族が必要な支援を受けられるようにしていただきたいこと。

【本件照会先】

厚生労働省老健局総務課

認知症施策推進室

担当：余語、近藤

TEL：03-5253-1111（内線 3975）

(参考1)

運転適性相談窓口等における医療系専門職員の配置状況

No	県名	運用開始	職種	配置人数
1	熊本	平成27年2月	看護師	3
2	鳥取	平成27年12月	看護師	3
3	茨城	平成27年3月	保健師	1
4	鹿児島	平成28年3月	保健師の資格を有する女性警察官	1
5	大分	平成28年4月	保健師	3
6	和歌山	平成28年4月	保健師の資格を有する職員	1
7	佐賀	平成28年4月	保健師、看護師(各1名)	2
8	長崎	平成28年4月	看護師	2
9	宮崎	平成28年4月	看護師	4
10	香川	平成28年5月	看護師	1
11	秋田	平成29年4月	保健師	1
12	警視庁	平成29年4月	保健師	1
13	山梨	平成29年4月	看護師	1
14	富山	平成29年4月	保健師	1
15	兵庫	平成29年4月	看護師	1
16	奈良	平成29年4月	保健師	1
17	愛媛	平成29年4月	保健師	3
				30

※平成29年4月現在

滋賀県警察の取組「要望書受理制度」

要望書受理制度 とは...

運転免許の返納又は取消し処分によって移動手段を失った高齢者が速やかに地域包括支援センター等からの生活支援を受けられるよう、高齢者本人から、市町の担当者への連絡を要請する文書(要望書)を受理し、**警察が市町の担当者へ連絡を行う**もの。

認知機能検査の結果、「認知症のおそれがある」(第1分類)と判定

警察から対象者へ連絡・面接日時の調整

面接の実施（最寄りの警察署の交通警察官が対応）

運転免許の継続を希望

運転免許の自主返納を希望

医師による診断

免許継続

認知症ではない

認知症に該当

聴聞・弁解の機会

免許の取消し・停止等

自主返納(申請による取消)

要望書
「今後の生活支援などについてご相談したいので、市町の担当者への連絡をお願いします。」

警察による
免許返納者等
への支援

要望書の提出 勧奨・受理

警察が市町の担当者へ連絡

地域包括支援センターによる生活支援

要 望 書

運転免許課長 様

私（の ）は、このたび、自動車
運転免許証を返納しました。

今後の生活支援などについて、ご相談したいので、
市町の担当者への連絡をお願いします。

年 月 日

（申 請 者）

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

連絡先 （ ）

年 月 日

（被支援者）

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

連絡先 （ ）

連絡日時 / :	連絡先 センター()	連絡者
----------	-------------	-----

平成29年4月14日
一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会
(協力) 警察庁交通局運転免許課

運転免許証を自主返納した方への各種特典のご案内について（お知らせ）

当連合会ウェブサイトの「高齢運転者支援サイト」において、「運転免許証の自主返納をお考えの方へ～各種特典のご案内～」を新たに掲載しましたので、お知らせします。

1 掲載の趣旨

免許証を自主返納した方をはじめ、高齢者がマイカーに依存することなく移動することができ、充実した生活を続けられるよう、地域の実情に応じて、自治体や事業者等による様々な支援が行われています。

今回、警察庁と連携して、各地域の支援に関する情報を都道府県の垣根を越えて集約し、全国の支援情報の中継点となることを目的として、当連合会ウェブサイトの「高齢運転者支援サイト」に掲載いたしました。

自主返納後の移動手段や生活に不安をお持ちの高齢運転者とその御家族だけでなく、支援施策に携わる自治体関係者にも積極的に活用していただき、施策の輪を広げていただければ幸いです。

2 掲載の内容（閲覧イメージは別紙参照）

都道府県名をクリックすると、都道府県警察又は都道府県のウェブサイトにおいて各種支援施策を紹介しているページ（支援施策一覧等）にアクセスできます。（※）

※ 福島県、長野県、富山県、石川県、和歌山県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県については掲載作業中です。

3 「高齢運転者支援サイト」とは

「高齢運転者支援サイト」は、高齢運転者の免許証更新の流れ、高齢者講習の内容など、高齢運転者にいつまでも安全運転を続けていただく上で役立つ情報を分かりやすくお伝えするため、平成25年4月から開設・運用されています。

4 その他

当連合会「高齢運転者支援サイト」はリンクフリーです。リンクを貼っていただく際は、以下のURL又はQRコードをお使いください。

(URL)

<http://www.zensiren.or.jp/kourei/>

(QRコード)



5 本件に関するお問合せ先

一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会（事務局長 中俣 進）

電 話 03-3556-0070

E-mail s-nakamata@zensiren.or.jp



最終更新：平成29年4月11日

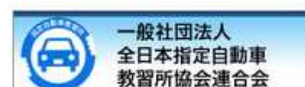
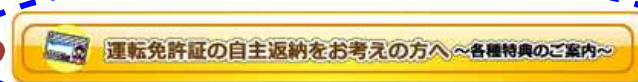


高齢運転者は自動車の運転のベテランです。しかし、年齢とともに視力や体力、記憶力や判断力など身体機能が変化し、若いときと同じではなくなってきます。そうした加齢に伴う身体機能の変化を理解し、変化に応じた運転を行うことで安全運転を続けることができます。

現在、70歳以上の運転免許取得者には、免許証更新時に「高齢者講習」を受講することが義務づけられています。この講習は、視力や運転操作につき問題がないかを診断したり、実際に車を運転したりしながら、自身の運転技能についての認識・理解を深め、その後の安全運転に生かしていただくためのものです。

75歳以上の方が免許証を更新する場合には、高齢者講習及び認知機能検査を受けることが義務づけられています。認知機能検査は、記憶力や判断力等の認知機能を簡易な手法で調べる検査で、その結果に応じて高齢者講習を実施します。

また、認知機能の低下のおそれのある方に対して、タイムリーに医師の診断や安全運転支援（安全運転指導）を行うことを可能とするため、認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為をした場合には、臨時認知機能検査を受けなければならない、その結果に基づいて、臨時高齢者講習の受講や臨時適性検査又は主治医等の診断書の提出を行うことなどが定められています。



▶ 運転免許証の自主返納をお考えの方へ～各種特典のご案内～

運転免許証を自主返納した方をはじめ、高齢者がマイカーに依存することなく移動することができ、充実した生活を続けられるよう、地域の実情に応じて、自治体や事業者等による様々な支援が行われています。今回、警察庁と連携して、各地域の支援に関する情報を都道府県の垣根を越えて集約し、全国の支援情報の中継点となることを目的として掲載しました。自主返納後の移動手段や生活に不安をお持ちの高齢運転者とその御家族だけでなく、支援施策に携わる自治体関係者にも積極的に活用していただき、施策の輪を広げていただければ幸いです。

都道府県名をクリックすると、都道府県警察又は都道府県のウェブサイトにおいて各種支援施策を紹介しているページ（支援施策一覧等）にアクセスできます。（※）

※福島県、長野県、富山県、石川県、和歌山県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県については掲載作業中です。

都道府県	掲載ページタイトル
北海道	平成28年 市町村別高齢運転者による交通事故の防止に資する取組(北海道)
青森県	運転免許自主返納者支援事業について(青森県警察)